

山門公人の歴史的 성격

——『祇園執行日記』の記事を中心に——

下 坂 守

はじめに

本稿の目的は、中世、山門公人と呼ばれた人々が、延暦寺の寺内においてどのような位置を占めていたかを考察することにある。山門公人に関しては、しばしば延暦寺領の年貢譴責にあたっていたことや、彼らが延暦寺衆徒の示威行動の先頭に立っていたことなどから、その活発な活動状況についてはよく知られている¹⁾。しかし、そのいっぽうで彼らが延暦寺内において具体的にどのような存在であったに関しては、正面からこれを取り上げて論じたものがまったくないのが現状である。これは一つには延暦寺内における山門公人の位置付けが、史料的な制約もあって、容易に明確にし得ないことによるところが大きい²⁾が、延暦寺内における「公的」権力のあり方、ひいては大寺院における

「公的」なるもののあり方を考える上において、その歴史的な評価は不可避のものと考ええる。

広く公人一般を取り上げて論じた先行論文としては稲葉伸道氏「中世の公人に関する一考察——寺院の公人を中心として——」がある³⁾。ここでは寺院の公人だけではなく、さまざまな公人が取り上げられ検討の対象となっている。しかし、寺院の公人に限って言えば、公人たることの根源的な意味を正面から問うことなく、一般論としてのみ論が展開されている部分が少なくないように思えてならない。寺院の公人を考察するにあたって何よりも重要な点は、寺院の「公的」権限を根底で支えていた貢主（別当・座主など）・大衆および寺家（寺院の執行機関）と、彼ら公人との関係をどのように整理・評価するかにあると考える³⁾。本稿では、公人を公人一般として論じるのではなく、寺院内における

「公的」なる権限が、彼ら公人によってどのように具現化されていたか、という視点から考察を進めていくこととしたい。主な史料としては南北朝時代の祇園社執行の日記『祇園執行日記』を用いる。⁽⁴⁾

祇園社は中世を通じて延暦寺の管領下であり、同寺よりきわめて強い支配をうけていた。とくに延暦寺の京中における検断権の行使にあたって、山門公人は同社の公人・大神人をしぼしば使役しており、そのため『祇園執行日記』には、その行動が彼らを指揮した延暦寺の大衆・寺家の動きとともに詳しく記録されている。なかでも正平七年（一三五二）二月から同年七月にかけての約半年間には、その他の時期には例を見ないほど、山門公人に関する記事が数多く見える。山門公人の活動が特にこの時期に活発化していたわけであるが、これは前年十月、足利尊氏が南朝と和を結んだいわずゆる正平の一統と深い関わりをもっていた。というのは、正平の一統がなるや、南朝ではただちに北朝の崇光天皇を廃するとともに、天台座主も青蓮院尊円親王を解任、善法院慈嚴をもって同職に任命。正平七年二月十一日、南朝から宣旨を受け取り正式に座主となった慈嚴は、正平の一統が破れ北南が回復する六月二十六日までその職

を勤めているのである。⁽⁵⁾ 山門公人が活発な活動を行った時期は、この慈嚴の座主在任時期とほぼ一致しており、この時期の山門公人の活動が正平の一統によってもたらされたものであったことはまちがいない。

つまり後醍醐天皇の時代より一貫して反幕府を旗印に行動してきた延暦寺大衆は、南朝の勢力復活とともに、自分たちの政治的・社会的な要求をより強固に打ち出し、その結果がこのような山門公人の活発な活動に繋がったものと考えられるのである。⁽⁶⁾ とすればこの期間の山門公人の活動はきわめて一時的・突出的なものであったといわなければならない。しかしそれだけにまた彼らの存在と行動の特色はこの短期間の活動により明確な形で集約されていたとも考えられる。そこで以下ではこの期間の山門公人の行動をできるだけ詳細に検討するなかで、その実像に迫っていくこととしたい。なお具体的な分析に入る前に、最初に祇園社の組織、および同社と延暦寺の関係について簡単に説明しておく。

祇園社の成員はすでに小杉進氏の研究によってあきらかにされているように「社僧」と呼ばれた僧侶たちであった。⁽⁷⁾ 上層の社僧は長吏・別当・三綱（上座、寺主、都維那）な

どの職に就き神事・仏事に奉仕していたが、彼らを社内にあって統括していたのは執行であった。祇園社の執行職は白河天皇の時代の行円に始まるとされ、中世にはその行円の子孫が同職を世襲している。さらに執行を頂点とするこれら上級社僧の下には、勾当・宮仕と呼ばれる下級社僧が承仕・公人として神事・仏事に奉仕しており、彼らは私的にも「坊人」として上級社僧に仕えていた。⁽⁸⁾

延暦寺はこのような祇園社を支配していたわけであるが、同寺が祇園社を「別院」「末寺」としたのは十一世紀後半のことといわれ、その当初には延暦寺の座主が祇園社感神院別当職を兼帯している。⁽⁹⁾しかし、やがて別当職は座主によってその配下の院家に宛行われることとなり、中世にはその別当がさらに目代を置いて祇園社を統括するという体制ができあがる。祇園社において、彼ら延暦寺の別当・目代と直接対峙する立場にあったのは執行であった。この点では執行はまさしく祇園社と延暦寺の接点に位置した役職であったといえる。⁽¹⁰⁾

また犬神人ははかならぬその執行の統括下にあったが、彼らを直接指揮したのは執行配下の「寄方」と呼ばれた人々であった。「寄方」とは、祇園社支配の町や神人集団を統

制するために任じられた特定の勾当・宮仕のことで、犬神人の場合も執行の命令はすべて該当の寄方を經由して下達されるといふ体制ができあがっている。⁽¹¹⁾

ではこれらの祇園社と延暦寺との関係、および祇園社の独自の組織などを念頭に置きながら、同社と関わった山門公人の活動を見ていくこととしよう。

1、山門公人の検断権行使

正平七年（一一三二）、執行頭詮の時代に延暦寺の大家およびその執行機関としての寺家が京中における検断権の行使のために祇園社に山門公人を派遣してきた事件は、『祇園社執行日記』によれば七件確認することができる。七件の事件の経緯を順を追って見ていくことから始める。

(1) 建仁寺の宮辻子路次「堀切」の撤去

祇園社に隣接する建仁寺が、同寺の塔頭領と号して「宮辻子路次」を「堀切」で塞いだのは正平七年（一一三二）二月以前のことであった。かの地を祇園社領内と理解していた延暦寺大衆は、同年二月七日「日吉社十禪師彼岸所」の集会において、「堀切」を「以犬神人可撤去」ことを決議、翌八日にはその「事書」が頭詮のもとに届けられている

る。¹² 願詮は三日後の十日、事書案を目代増智を通じて別当慈俊に届け処置を仰いでいるが、これに対する別当の指示は重ねての大衆からの事書到来を待ち「先以公人、可直路次之由、可問答建仁寺敷」というものであった。ここで別当が建仁寺との交渉の使者に指定している「公人」とは、いうまでもなく山門公人ではなく祇園社の公人を指す。この別当の指示に従って翌十一日、願詮は寄方朝乗と承仕良一の兩人をもって建仁寺に「堀切」の撤去を申し入れる。しかし、長老の不在を理由に建仁寺からは明確な返答はなく、同月十六日にも公人を派遣しているものの交渉は進展していない。

二度目の大衆の集會事書が寺家から祇園社に到来したのは、二回目の建仁寺との交渉が終わった直後のことであった。遅々として進まない事態に業を煮やした大衆は今回は事書だけではなく、「堀切」撤去を実行に移すため、「寺家公人四人」を祇園社に送り込んでくる。その指示のもと、願詮はただちに「寄方」をもって「犬神人廿余人」を集め、かの堀を埋める作業に着手、埋め戻し現場には、四人の「寺家公人」のほか、祇園社の専当・宮仕らも立ち会っており、作業は、夕暮れに「寺家公人」が帰山するまで続く。

願詮はこのとき派遣されて来た「寺家公人」を「山門公人」ともまた「山上公人」とも記し、また、その内訳については「専当三人、鎔取一人」と記録している。翌十七日以降にも目代の命令下、願詮は「寄方」をもって犬神人二十余人を集め、同社の宮仕・専当十余人らも加えて工事を継続させている。二十五日になると「鎔取二人、専当二人」の計四人の「寺家公人」が「宮辻子路次未直之、無謂」という内容の事書二通を持参して祇園社を訪れ工事の進捗状況を点検、これをうけて再度犬神人三人によって工事が行われ、宮辻子路次の「堀切」撤去がすべて完了したのは二十六日のことであった。

(2) 妙願寺法華堂の破却

法華宗の妙願寺法華堂を破却すべきという「西塔院事書」が祇園執行願詮のもとに届けられたのは、いまだ先の宮辻子路次の復興途中の正平七年二月二十一日のことであった。事書がいかなる者によってもたらされたかは定かでないが、願詮は二十三日には例の如く「寄方」をもって犬神人に待機を命じている。

二日後の二月二十五日、先の宮辻子路次の堀埋め戻しを催促する事書とともに、重ねて法華堂破却を命じる事書一

通が「寺家公人」四人によって祇園社に届けられる。四人の「寺家公人」の構成はすでに見たように「鑑取二人、専当二人」となっていたが、彼らは法華堂破却にあたって犬神人を催すべきこと、およびそのために後日改めて「寺家公人」が出家してくるであろうことを告げて引き上げている。この後、西塔の大衆は法華堂の破却を山門公人の立会なしで犬神人に実行させようとしたようで、二十九日、祇園社に三度目の事書を届けに来た使者に対して、顯詮は「山門公人不相副罷向事無先規之由、犬神人等申」旨を返答している。なお、この時、事書を持ってきたのは「尺迦堂御聖供備進公人」であったという。弾圧を恐れた法華宗信者がいちちはやく京都を脱出したため、法華堂の破却は沙汰止みとなるが、これに勢いを得た大衆は正平七年閏二月、今度は一向衆の弾圧に乗り出す。

(3) 仏光寺の破却

祇園社に一向衆の住居を破却すべき旨の事書が到来したのは、閏二月二日のことであった。十数日後の閏二月十五日、同二月九日付「政所集會事書」を持参した「寺家公人十余人」が祇園社を訪れ、祇園社の公人と「寄方」を通じて集められた犬神人二十人計りを率いて白川仏光寺に赴く。

しかし同寺ではあらかじめ待ち構えていた山徒の説得に屈しこの日の破却は中止となり、彼らは坂本に引き上げている。

仏光寺において山徒が待機していたことからもうかがわれるように、同寺の破却をめぐるは大衆内でも意見の対立があったようで、十八日になると寺家の「専当松大法師代鈴法師」によって「十禪師彼岸所三塔集會之事書」が祇園社に届けられるが、その内容は妄りに破却命令に従うべからずという、先の「政所事書」を完全に否定するものであった。このためか仏光寺の破却は結局はうやむやになっており、『祇園執行日記』から関連記事は姿を消す。

(4) 賢聖房承能父子の京都住坊土倉等の破却

山徒の賢聖房承能なる者とその子が延暦寺の児童を殺害した罪で「京都住坊土倉等」を破却されることになったのは、四月半ばのことであった。住坊・土倉の破却に先立ち、まず四月十七日、犬神人に出動を命じる「日吉社頭集會事書」が祇園社に到来する。そして二日後の十九日に出家してきた「寺家鑑取・維那・専当、已上十六七人」の「山上公人」の要請に従って、祇園社では犬神人三十余人のほか専当三人、宮仕六、七人を出動させている。しかし、この

時も住坊で待機していた「住侶等教輩」の説得に「寺家公人」が屈したため、破却は延期される。

この賢聖房の処分をめぐることは東塔と西塔で意見が対立しており、以後、破却を実行に移そうとする東塔大衆と、これを阻止しようとする西塔大衆との激しい駆け引きが続く。まず五月十日、祇園社に「賢聖房事、京都住房、来十二日可破却」という内容の事書が「寺家使専当頼勝代官又五郎男」によって届けられる。しかし二日後の五月十二日になると、今度は破却を「不可遵行」という内容の五月十日付「西塔院政所集會事書」が「西塔政所」から直接、祇園社にもたらされる。顯詮はこの西塔事書を持参した使者について「此使者自西塔政所直被下云々、非寺家使者」とわざわざ記しており、東塔大衆が寺家經由で祇園社に命令を下していたのに対抗して、西塔大衆が寺家を通すことなく直接同社に指令を下そうとしていたことが知られる。¹⁵⁾

「兩塔大衆の応酬はこのちも続き、二日後の五月十七日、祇園社に「賢聖房承能法印等事、於師匠縁類者、三塔免罪科之處、東塔別心輩猶有沙汰歟、不可向犬神人」という内容の西塔事書が送り付けられる。これに対して東塔からはまもなく「可催犬神人」という事書が「寺家・社家兩座公

人」三十余人によって祇園社にもたらされ、これをうけて顯詮はただちに「寄方」に犬神人数十人を集めさせ待機させている。しかし、この時も幕府が適切な措置を約束したため、破却は結局は直前になって取り止めとなる。二十一日になると賢聖房とこのあとに触れる松井房の住坊の破却のために「山上公人宮仕等彼是六十余人」が出京、そのうちの二十人程が祇園社に至る。しかし、これよりさき自ら坂本に赴き山門公人の犬神人使役制限の約束を寺側より取り付けていた顯詮は、その約束を楯に彼らを追い返し、賢聖房の一件は七月頃まで尾を引くものの、以後この件で山門公人が祇園社を訪れることはなかった。

(5) 松井房澄尊の住坊破却

賢聖房の児童殺害と相前後して、延暦寺で神使とされる猿を殺害した罪でやはりその住坊破却が問題となったのが松井房澄尊であった。史料を欠くためこれまた事件の詳しい顛末はわからないが、五月二十一日、「山上公人宮仕等彼是六十余人」が京中の賢聖房と松井房の住坊破却のために出京したことは、さきに見た通りである。

同月二十八日にはこの事件に関わって、祇園社に「(東塔)政所集會事書」と「三塔集會事書」の二通が「寺家使

者」によって届けられている。いずれも二十六日の日付をもったこの二通の事書には、前者には「京都住屋六条猪熊并澄尊住房差遣寺家・社家公人并犬神人可破却」の、また後者には「彼沙汰以起請文明申上者、不可致楚忽沙汰之旨可相触」の文言があったという。つまり前者は松井房住坊の破却を命じていたのに対して、後者はこれとは正反対に同住坊の破却停止を指令していたわけで、この相反する二通の事書の到来に顕詮は「両通参差事書」ととまどいを見せている。

翌二十九日、「就松井房事、明日寺家・社家公人并山上預以下教輩可出京、犬神人可被催儲歟」といった情報もたらされ、これを受けて顕詮は、六月一日、「寄方」朝乗に犬神人の「催儲」を下知しているが、以後の経過は『祇園執行日記』がこのあとの約一カ月分を欠くため定かでない。

(6) 祇園社の開門

六月に入ると延暦寺では先の賢聖房の件を理由に末寺末社に閉門を命じ、祇園社でも社殿の門はすべて閉じられる。この閉門がようやく解除されたのは六月二十一日のことで、この日、寺家の使者「専当常観・得音等」らによってもた

らされた事書に基づき祇園社では門を開く。しかし、それから二十日程たった七月十日、再度、開門を伝達するためと称して「日吉公人寺家」二十人計が祇園社を訪れる。ならぬ手違いによる山門公人の派遣と思われるが、顕詮は祇園社ですでに開門済みの由を伝え、先の事書案に公文所宛ての状を添えて、ようやく彼らを追い返している。¹⁷⁾

(7) 広隆寺住人房円の住坊破却

延暦寺衆徒を殺害した「広隆寺住人房円等」の住居破却を目的として、犬神人の「催儲」を命じた「山門落書」が寺家の「鑑取」によって祇園社に届けられたのは七月六日のことであった。この事件も史料を欠くためその後の詳しい事情はわからない。ただ、「落書」を受け取った時点で、顕詮は先の寺家との交渉結果をもって、「無左右難用意歟」と犬神人の「催儲」を拒否している。

以上が『祇園執行日記』正平七年条に記された山門公人に関する七件の事件の転末である。山門公人の分析に入る前に、これらの事件を見るなかで浮かび上がってきた特に重要と思われる点をとりあえず一っだけ指摘しておきたい。それは山門公人が常に大衆の集会事書に基づいて行動を起こしていたという点である。彼らの行動には一貫して大衆

の集會事書が付きまとい、座主系列の祇園社別当・目代らが山門公人の行動に關与した氣配がまったくないと好対照を見せている。では七つの事件を整理するなかで、山門公人の実体に改めて考えていくことにしよう。

2、寺家と山門公人

最初に山門公人がいかなる人々によって構成されていたかを整理・検証していく。

表1は顯詮が山門公人をどのように呼んでいたかを一覽にしたものである。別称とともに出勤してきた山門公人の構成・人数なども合わせて掲げておいた。これによって山門公人が「山上公人」「日吉公人」とも呼ばれ、さらにはその所屬をもとに「寺家公人」「社家公人」とも呼ばれていたことがわかると思う。特に『祇園執行日記』においては「寺家公人」と「社家公人」は峻別されており、両者は明確に分けて記録されている。たとえば二月十六日に寺家公人が祇園社にやって来た時、顯詮は「今日下洛寺家公人計也、社家宮仕令出京者、酒肴別可所望歟」とわざわざ「社家宮仕」の出京はなかったことを記しており、また五月二十一日の山門公人の来社にあたって「宮仕少々相交、

表1 山門公人の呼称と内訳

月日	呼称 [別称]	構成・人数	事件№
2月16日	寺家公人, 山上公人	専当三人, 鑑取一人	1
25日	寺家公人	専当二人, 鑑取二人	2
閏2月15日	寺家公人	十余人	3
4月19日	山上公人	寺家鑑取・維那・専当十六七人	4
5月17日	寺家・社家兩座公人, 寺家・社家公人	三十余人	4
21日	山上公人宮仕, 寺家・社家公人	六十余人	5
7月10日	日吉公人 (寺家)	二十人計	7

大略寺家公人」と、寺家公人だけでなく宮仕(社家公人)が参加していたことを記している。さらに五月十七日条では二種類の山門公人を合わせて「寺家・社家兩座公人」と記しており、これら顯詮の記述によって、山門公人には延暦寺寺家所屬の「寺家公人」と日吉社所屬の「社家公人」の二種類が存在していたこと、および両者が合わせて「兩座公人」と呼ばれていたことが確認できるのである。⁽¹⁸⁾では彼ら「寺家・社家兩座公人」とは、寺家・

社家のそれぞれどのような職掌の人々によって構成されていたのであろうか。

寺家公人については、今一度、表1を見直せば、この点は自らあきらかであろう。二月十六日、同二十五日、四月十九日条の「構成・人数」には、「寺家公人」の構成員とし延暦寺寺家の維那・専当・鑑取などの役職名があがっている。ここに「寺家公人」として現れてくる維那・専当・鑑取とは、いずれも寺家の「七座公人」のうちに数えられた職掌の人々で、室町時代後期の『騷騷嘶餘』によれば、その寺家内における職務内容は次のようなものであった。⁽¹⁹⁾

維那 同中方、法会時大僧前達スル也、

鑑取 男、前唐院ノ鑰アヅカル也、

専当 下法師、若輩タリト云へ共杖ヲツクナリ、

維那・専当・鑑取の三職のなかでは、維那がもっとも身分の高い「中方」に位置し、専当はその下のいわゆる「下法師」、そして鑑取はさらにそれよりも下の「男」の身分に位置していた。⁽²⁰⁾ 応永元年（一三九四）の將軍足利義満の日吉社参詣を記録した『日吉社室町殿御社参記』には、何人かの維那・専当・鑑取の名前が記録されるが、それによれば維那は「越後」「越中」「但馬」などの国名を、また専

当は「正奇」「真勝」「教円」といった僧名を、そして鑑取は「彦次郎」「孫五郎」といった俗名を名乗っている。「中方」「下方」「男」といった身分の違いによって、その名乗りも明確に異なっていたのであろう。

いっぽうこれら寺家公人に対する社家公人のほうであるが、彼らが日吉社の宮仕によって構成されていたことは、『祇園執行日記』のなかで社家公人が「社家宮仕」ともたんに「宮仕」とも呼ばれていることからあきらかである。⁽²¹⁾ 日常はその名の通り日吉社に奉仕していた宮仕は、寺家の維那・専当・鑑取と同じように、事あるときには社家公人となって寺家のもとで延暦寺の検断の執行等にあたったいたのである。なお『祇園執行日記』に見える社家公人の行動はすべて寺家の指揮に基づいており、彼らは寺家公人と同じく寺家の統括下にあつたとみてよい。⁽²²⁾

以上、山門公人が寺家公人と社家公人という二種類の公人集団からなっていたこと、そのうち寺家公人は寺家の維那・専当・鑑取が、社家公人は日吉社の宮仕がそれぞれ時に応じてその任に就いていたことがまず確認できた。では彼らはいついかなる時に、維那・専当・鑑取さらには宮仕から、寺家公人・社家公人へと変身、寺家の指揮下で検断

などの活動を行なうこととなっていたのであろうか。次に寺家との関係を中心に彼ら山門公人の行動を検討していくことにする。²⁾

表2は正平七年の七つの事件で祇園社にもたらされた大衆の集會事書を整理、一覧としたものである。集會事書を祇園社にもたらした使者の身元等がわかる場合には、その使者の身分・人数なども合わせ表示しておいた。

表2によれば、祇園社に届けられた大衆の集會事書は大きくわけて二種類あった。三塔の大衆が集まって僉議の上で発したいわゆる三塔集會事書と、各塔がそれぞれの集會に基づいて発給した西塔事書・東塔事書などの各塔の集會事書である。もちろん延暦寺の大衆の総意に基づいた三塔事書のほうが、各塔の集會事書よりも強い効力を有していたことはいままでもないが、東塔・西塔が対立した場合には、(4) (5)の事件のように各塔が競って事書を発給、祇園社に送り付けて来るという事態も起こっている。ここで問題としたいのは、そのような集會事書の発給主体もさることながら、これら集會事書が誰の手によって伝達・遵行されていたかという点である。

まずその伝達方法であるが、集會事書が祇園社に届けら

表2 事書の種類と使者

月 日	事書の種類 (事書の日付)	使者とその人数	事件No
2月8日	日吉十禅師彼岸所集會事書(2月7日付)		1
16日	日吉社頭集會事書	寺家公人(専当三人, 鑑取一人)	1
21日	西塔院事書		2
25日	山門事書二通 (2月21日付, 同23日付)	寺家公人(専当二人, 鑑取二人)	1
	(法華堂可破却之由) 重事書		2
28日	(法花宗住所可破却由) 事書	尺迦堂御聖供備進公人	2
閏2月2日	(一向宗住所可破却由) 事書		3
15日	政所集會事書(閏2月9日付)	寺家公人十余人	3
18日	十禅師彼岸所三塔集會之事書	専当松犬法師代鈴法師	3
4月17日	日吉社頭集會事書		4
5月10日	(賢聖房京都住房破却事) 重事書	寺家使専当頼勝代官又五郎男	4
	(法華堂破却事) 重事書	同人	2
12日	西塔院政所集會事書(5月10日付)	西塔政所(非寺家使者)	4
17日	西塔事書①		4
	東塔事書(寺家・社家宛2通)	寺家・社家両座公人三十余人	4
	西塔事書②	西塔尺迦堂下部勝行	4
	西塔事書③	寺官	4
21日	(可催犬神人) 事書2通	山上公人宮仕六十余人	4・5
28日	政所集會事書(5月26日付)	寺家使者	5
	三塔集會事書(5月26日付)	寺家使者	5
7月6日	山門落書	鑑取	7

れる方法は二通りあった。一つはその集會事書に基づいて
ただちに行動を起こすために複数の山門公人がこれを持参
して来る場合と、とりあえずはその内容を伝達するために
使者が集會事書を持参する場合の二つである。後者の場合、
寺家の専当が使者を勤めるのが通例であつたらしく、多く
は専当もしくはその代理人が使者となつてゐる。いずれの
場合も集會事書は寺家より祇園社に伝達されており、集會
事書は寺家經由で各機関に伝達されるのが原則となつてい
たものと理解される。

ただ、すでに見たように西塔が独自にその集會事書を祇
園社に直接届けて来たこともないではなかつた。しかし、
寺家を通さずに西塔から直接「尺迦堂御聖供備進公人」
〔西塔政所〕〔西塔尺迦堂下部〕らによつて集會事書が祇
園社に届けられた時には、執行頭詮はわざわざ寺家に使者
を送りその真偽を確かめており、やはり集會事書は本来、
寺家を經由してはじめてその効力を發揮すべきものと考え
られていたらしいことがわかる。

一般に大衆の集會事書は寺家の遵行を前提として発せら
ることとなつていたが、山門公人を駆使しての検断命令も
例外ではなかつたわけであり、命令権者としての大衆と、

遵行者としての寺家という構図をここでも確かめることが
できる。そして、この点からすれば、寺家・社家の下級役
人にすぎない維那・専当・鑑取や宮仕が、山門公人に変身
するにあつて必要とされたのが、ほかならぬ大衆の命令
であつたらうことは、もはやあきらかであろう。彼ら「山
門公人」が延暦寺の「公的」な執行者として常に大衆の事
書を帶して立ち現れたものも、まさにこのためと考えられ
る。また、このように「山門公人」が大衆の意思によつて
はじめて成立し得る役務であつたことが認められるとすれ
ば、延暦寺における「公的」なるものの源泉が奈辺に存在
したかも自からあきらかであろう。それは大衆の意思をお
いてなく、大衆こそが延暦寺の「公的」權威の源であつた
と断言できる。

では山門公人において、その大衆の「公的」權威は寺家
の遵行権と具体的にどのような形でその調和を保ち存在し
ていたのであろうか。節を改めて山門公人と大衆・寺家の
関係を別の角度から考えていくことにしよう。

3、大衆・寺家と山門公人

山門公人が大衆・寺家とどのような関係にあつたかを考

えるためにここで取り上げたいのは、正平七年五月の執行願證の坂本下向である。この時の願證の坂本下向の目的は、山門公人による犬神人の使役を止めさせることにあったが、願證を迎えての延暦寺側の対応からは山門公人が同寺内においていかなる立場にあったかが見事に浮かび上がってくる。

かの時の願證の坂本下向で最初に注目したいのは、彼が山門公人の行動を規制するための交渉相手としてまず寺家を選んでいく点である。そのことは坂本下向の道筋でたまたま出会った「寺家・社家公人数十人」に対して、願證が吐いた次のような言葉からも十分うかがうことができる。

犬神人罷向事、洛中狼藉不可然之由、直自武家被相触之間、向後罷向事難事之由申間、其子細為申寺家、予罷越之上、公人雖被出京、不可有其證、

願證が山門公人の直接の監督者と考えていたことはまちがいない。しかし、この願證の認識がいかに甘いものであったかは、その坂本下着直後にあきらかとなる。すなわち坂本に着いた願證のもとには、寺家の公文所の睿春なる者から次のような口上もたらされている。

公人等自路次被帰、何様事候哉、只今就此事於興法寺

有衆会、承子細可披露、

公人を道中で追い返したことがいち早く興法寺「衆会」で糾弾の対象となり、釈明を求めめる声が大衆の間からはあがっていたことがわかる。以後、願證はもっぱら「衆会」との対応に追われることとなる。両者のやりとりは山門公人が大衆・寺家とどのような関係にあったかを考える上で貴重な手掛かりとなると思われるので、いま少しその経過を詳しく追っていくこととしよう。

最初の「衆会」からの問いに対して願證は、まず「犬神人申子細在之、則従是可申」とのみ答えている。だが「衆会」は納得せず、折り返し「犬神人不可罷向之由、称申之、被追返公人之条、何様子細哉」という詰問が届く。そこでやむなく願證は坂本下向の目的を纏々述べて釈明にあてている。しかし「衆会」はこれでも納得せず、「為山門所勸神人、争重武命、可軽衆命哉、執行引汲承能等故歟、所詮不可催立犬神人哉否承定是非衆儀可落居」という威嚇に近い問いが、またもや願證のもとに届けられる。このような度重なる「衆会」の詰問の前に願證は「以此趣重有問答犬神人、可申左右」と答え、これをもって「衆会」からの詰問はようやく止む。願證がその当初との目論見とは

異なり寺家を直接の交渉相手とすることなく、もっぱら「衆会」との応答に終始し、最後にはその威嚇の前に自らの要求を撤回しなければならなかったことが知られよう。

ここに至り山門公人に関しては、寺家よりも大衆の「衆会」が最終的な権限を有した存在であることを願詮も悟らざるを得なかったに違いない。三度目の使者を最後に「衆会」からの連絡が途絶えるや、願詮は今度はしきりに「公文代武藏法橋審祐」や「社家（称宣）」に「衆会」の結果を問い合わせている。²⁹そして、彼の訴えが「衆会」では全面的に認められたということがやっと判明したのは、翌日のことで、願詮の宿所を訪れた「公文代武藏法橋審祐」によれば、その「衆会」の決定は次のようなものであったという。

所詮、明日寺家・社家公人可出京、但不可召具犬神人之間、不可向社家、若向後可向犬神人由令治定者、相構可被催立、為彼報答又可下行山門公物、其以後者、社家任被申請、可付其足也、犬神人可向之由令治定者、以飛脚可馳申、³⁰

賢聖房への発向は寺家・社家公人だけで行ない犬神人は使役しないこと、以後、犬神人の使役には「山門公物」を

その費用として支払うこと、さらには犬神人の使役が決定したときにはただちに「飛脚」をもって祇園社に連絡すること、この三つが「衆会」において決定されていたのである。

願詮の坂本下向はこのようにして最終的には当初の目的をはば達成して終わるが、この坂本での出来事からは、山門公人と大衆・寺家、さらには大衆と寺家との関係について次のようないくつかの点が指摘可能となる。

まずその第一は山門公人の行動に関する決定権が基本的に「衆会」なる大衆の合議機関にあったという点である。最初に願詮が山門公人による犬神人使役を停止させるために交渉相手として選んだのは寺家であった。にもかかわらず彼が実際に坂本でその交渉相手としなければならなかったのは、ほかならぬ興法寺「衆会」であった。山門公人に関する最終的な決定権は、寺家ではなく「衆会」「衆命」ひいては大衆にあったことをこの出来事は如実に物語っている。先の七つの事件においても、山門公人は常に大衆の集會事書を帯して行動しており、その発向の正当性を根底において保証していたのは、集會の決定という大衆の意志であったことがやはりここでも再確認できる。

第二点はその「衆会」の運営についてであるが、寺家の公文所が想像以上に深く関わっていたと推定される点をあげたい。「衆会」の意向を顕詮のもとに伝えに来たのは、最初は公文所「越前法眼睿春」の使者であったし、二度目は「対馬房」なる寺家の維那であった。⁽³⁸⁾ また「衆会」の決定を顕詮に伝えたのも「公文代武藏法橋睿祐」であり、「衆会」を実務面で支えていたのはあきらかに寺家の公文所であった。⁽³⁹⁾ 「衆会」の主体は大衆であったとしても、それを実際に運営していたのは寺家の公文所であったわけであり、「衆会」が執行機関としての寺家の協力なしでは機能しなかったと考えられる点を第二点として指摘することができる。

そして、第三に指摘しておきたいのは、「衆会」の決定に基づいて山門公人を指揮する権限が、これまた寺家の公文所に存していたと考えられる点である。事件は顕詮が坂本から帰京した直後のこととなるが、例のごとく犬神人を動員するため山門公人が祇園社に押し掛けて来ることがあった。この時、山門公人の「所詮、此次第触罷掃、可申公文所」という要求に答えて、顕詮は彼らに公文所宛の「触状」を書き与えているのである。⁽⁴⁰⁾ 山門公人の復命すべき相手が

はかならぬ寺家の公文所であったことを物語る出来事であり、山門公人が直接的には寺家の公文所の指揮を受けて動く存在であった点を第三点として確認しておきたい。

むすび

大衆がその意思を貫徹しようとした時、「究極の拠所」は寺家において他にありえなかったことは別に論じた通りである。⁽⁴¹⁾ そして、この原則は山門公人の動員に関しても貫かれていたといえる。

寺家の維那・専当・鑑取が下級の寺官としてではなく、ほかならぬ山門公人として立ち現れてくるのは、彼らが大衆の意思を体していたからにはかならなかつた。言葉をかえていえば、維那・専当・鑑取が山門公人として活動するためには大衆の同意が必要不可欠だったのであり、この点で山門公人の「公人」たる所以は大衆によって保証されていたといつてよい。ただ、それにもかかわらずいっぽうで山門公人が事実上の指揮者として寺家の公文所を仰いでいたという点は改めて強調しておく必要がある。山門公人は常に公文所を介することによってのみ大衆の意思を実行に移し得たのであり、ここでも大衆は寺家を通すことなく

その意思を実現することはできなかったのである。

また大衆とともに寺院の「公的」存在であった座主勢力と山門公人の関係についていえば、山門公人が座主から直接指令を受けて行動を起こした例は管見の限りまったくない。他の寺院においても貫主（別当、座主など）が公人を使役することはなかったといわれ、座主の「公的」なる権限は、やはり山門公人にまでは及んでいなかったと判定される。すなわち寺院の公人は大衆勢力の意思によってのみ動く存在であったことが確認されるわけであり、寺院内における「公的」なるものの源泉が本質的には大衆勢力に存するものであったといえる。

山門公人の活動は南北朝時代末を境として姿を消す。その直接の契機となったと考えられるのは、応安三年（一三七〇）十二月、朝廷より室町幕府に下された次のような仰詞であった。⁴⁹

山門公人号負物譴責、成洛中所々之煩、剩不憚 禁裏
仙洞咫尺、乱入卿相雲客住宅、致種々悪行之間、被申
座主宮、蔽密可有誡沙汰、曾不能叙用、弥以狼藉、違
勅之咎難遁歟、於向後者、為武家召捕彼輩等、可被
處罪科乎、

これによって幕府は山門公人を取締まる権限を持つこととなり、山門公人は洛中における検断権を完全に放棄せざるを得ないこととなる。⁵⁰ただこれまで見て来たところからすれば、この仰詞がたんに山門公人という集団にとどまらず、その背後にいた延暦寺大衆をこそ規制せんとする目的で発せられたことはあきらかであろう。文中に「被申座主宮、蔽密可有誡沙汰、曾不能叙用」とあるのも、山門公人が座主とはまったく関係なく、大衆にのみ従っていた事実と符号する。

またこの山門公人の取締令に関わって特に注目されるのは、大衆への挑戦ともいえるこのような法令に対して、当事者の大衆がなんらの抵抗を示した気配がない点である。前年まで続いていた南禅寺事件において、あれほど強固な姿勢で朝廷・幕府に臨んでいた大衆が、この仰詞に対して積極的な反応を見せていないのはなぜであろうか。その直接の理由はわからない。ただ大衆の内部においては東西両塔の対立を中心として大衆間の争いが尖鋭化していたことは本論でも見た通りである。さらにそれらの動きを受けて大衆の有力者の一部を政治的に困い込んでいこうとする幕府の動きがようやく顕在化してくるのもこの前後のことであっ

た。のちに山門使節となる杉生房・金輪院・円明房らの「山僧」の「諸大名」と幕府との接触が史料にはじめて見えるのは、この仰詞から八年後の永和三年（一三七七）のことである。あるいは大衆をめぐる内外のこのような不安定な状況が、彼らの反応を鈍くしていたのかもしれない。

いずれにしてもこの応安三年の仰詞は、この直後に確立されることとなる山門使節制度とともに、山門公人ひいては延暦寺の大衆勢力が政治的・社会的に大きな転機を迎えるに至っていたことをよく象徴するものといえよう。

注

(1) 延暦寺領庄園の年貢譴責に山門公人があたっていたことを示す典型的な事例としては、建久二年（一一九二）、嘉禎二年（一二三五）の二度に渡る千僧供領近江国佐々木庄の例をあげることができる（黒田俊雄氏「延暦寺衆徒」と佐々木氏」参照。『日本中世の国家と宗教』岩波書店、一九七五）。

(2) 『史学雑誌』八九一十、一九八〇。稲葉氏は公人と非人の関係についても言及されているが、山門公人と大神人との関係についていえば、氏が指摘されたような公人による非人の組織化をそこに見出だすことはできない。詳細については本論に譲るが、寺院の公人の本来的なあり方からして、東大寺、

興福寺においても両者の関係は基本的に延暦寺と変わらなかつたものと推測される。

山門公人を直接の対象とした研究としては、このほか坂田聡「山門公人と中世村落―葛川の公人常修法師を例に―」（『ヒストリア』九五、一九八二）がある。ただ氏が素材とされたのは山門公人とはいえないながら、実際は葛川御堂（葛川息障明王院）に所属したいわば延暦寺の末端組織所属の公人であり、本来の意味での山門公人を論じるには不適切なものと考える。確かに延暦寺には「寺家・社家・院々・合々公人」と呼ばれたように、さまざまな公人が存在していた（元徳三年七月付「延暦寺大衆奏状」『牒状類聚』）。山門公人を広義に解すれば、彼らすべてを山門公人と呼ぶことも不可能ではない（ただし、史料の上では彼らを山門公人と呼んだ例はない）。しかし、一般には山門公人とは延暦寺・日吉社の寺家・社家に所属していた人々をいい、本稿では本来の意味での山門公人を中心にしてその歴史的な意味を考えることとした。

(3) 中世の延暦寺における座主・大衆・寺家の三者の関係については、拙稿「中世大寺院における「寺家」の構造―延暦寺の「寺家」を素材として―」（『京都市歴史資料館紀要』一〇、一九九二）参照。

(4) 『八坂神社記録』「社家記録」三所収。

(5) 『祇園執行日記』正平七年二月十一日、同年六月二十六日条。『天台座主記』。

(6) 延暦寺の大衆が南北朝時代にことあるごとに室町幕府に反抗的な行動を取り続けていたこと、また室町幕府がその対策

に苦慮していたことについては、『新修大津市史』第二巻第二章（大津市役所、一九七九）参照。

(7) 小杉進「祇園社の社僧」『神道史研究』十八・二・三、一九七〇。

(8) 前掲注(7)論文。

(9) 久保田収「祇園社と本末関係」『八坂神社の研究』神道史研究叢書八、一九七四。

(10) 中世における祇園社歴代の別当・目代に関しては、残欠ではあるが「天台座主・祇園別当并同執行補任次第」(『八坂神社記録』「祇園社記」五)が詳しい。これによれば少なくとも南北朝時代には、座主の交替にともなつて別当・目代もまた交替していたことがわかる。なお祇園社の別当・目代に関しては、いかなる身分の人々がこれに任じられていたかを中心に別稿で改めて論じたい。

(11) 執行のもとにあつて犬神人を直接指揮した「寄方」については、稲葉伸道がすでにその存在を指摘されているほか「前掲注(1)論文」、馬田綾子「中世京都における寺院と民衆」(『日本史研究』二三五、一九八二)にもその活動に関する記述がある。ただ寄方がいかなる実態を有した組織であったかについてはともに具体的な説明をされておらず、執行のもとで犬神人を指揮した事実を指摘されるにとどまっている。

寄方の実態について詳しく論じる準備はないが、彼らがたんに犬神人だけでなく、広く祇園社支配の町や神人集団をその管領下に置いたことを示すため、次に『祇園執行日記』に記録されている「寄方」の成員と彼らに関与した町・神人に関

する事項を一覧として掲げておく。

寄方一覧

月 日	寄方の名前	事 項
1月5日	朝乗(宮仕)	四条面南□小串北御壇供代の上納
1月12日	良一	河原細工所役の上納
1月25日	朝年	堀川神人初任見参料の上納
1月26日	(不明)	犬神人に下知
2月6日	(不明)	左方神子大座等用途の上納
2月7日	(朝円)	左方大座酒肴(代)等の上納
2月11日	朝乗	建仁寺と問答
7月24日	良一	堀川神人初任見参料の上納
7月26日	乙熊法師	小袖座神人社家上分用途の上納
9月6日	朝乗	粟田口検断屋の破却
11月1日	良祐	堀川神人初任見参料の上納
12月18日	朝乗	犬神人の掃除奉行

*出典はすべて『祇園執行日記』正平七年条。

(12) 『祇園執行日記』正平七年二月八日条。以下、出典となる

『祇園執行日記』の日付については、特に本文中で特にわかりにくいものに限って掲げた。

(13) 観応二年十二月に天台座主となった善法院慈嚴のもとで二月二十三日に慈俊が別当に、また増智なるものが目代に任命されている(『祇園執行日記』正平七年表紙裏墨書)。

(14) 「尺迦堂御聖供備進公人」とはその名の通り西塔釈迦堂に聖供を供えることを職掌とした公人のことで、東塔大衆によって寺家を押さえられていたため、西塔大衆はやむなく彼らの下で雑事に携わっていた堂衆を公人として用いたものと考えられる。

(15) この時も妙顯寺法華堂破却の時と同じく「前掲注(14)参照」、寺家が東塔大衆によって掌握されていたため、西塔大衆は独自に直接使者を派遣せざるを得なかったものと考えられる。顯詮が特にその使者を「非寺家使者」と断っているのもこのためである。

(16) なお破却取り止めの決定が祇園社に届けられる直前、西塔釈迦堂の下部が再度西塔事書を携えて祇園社を訪れ「寺家・社家公人」の発向を止めさせようとしており、その後も西塔大衆はなんとか「公人等」の発向を食い止めようとしている。

(17) 顯詮と山門公人との問答は次の通りである(七月十日条)。

日吉社寺家廿人計出京、承能法印兒童殺害事、垂髪令登山之間、聞彼沙汰之上者、末寺末社可開門戸云々、当社事、去月廿一日帶落書、專當常觀・得音等令出京、開閉門之後、于今無相違歟、今日不及被開之由返答之處、彼時開門事、公人不存知之上者、其子細載狀、可被申公文、所之由申之間、即書与了、又開門時事書案可給之由申間、同書与了、

(18) 山門公人が遅くとも鎌倉時代後期には寺家公人と社家公人の両座からなっていたことは、早く文永十年十一月付「延暦寺政所牒案」(『石清水文書』、『鎌倉遺文』一一四八二)に、

「自今以後、不帶本所拏状者、宮寺公人不可叙用」と見えることからもうかがうことができる。なお「寺家公人」という言い方は、応安元年七月晦日付「延暦寺政所集會事書」(『目安等諸記録書抜』『北野天満宮史料』)にも「寺家公人卅人、明日^{辰点}被付北野社務辺」と見えている。

(19) 『群書類從』第二八輯所収。

(20) 慶長六年二月の「当今出世制法」は「一山僧侶階班都有三等」として、比叡山の僧侶を三つの身分に分け、その内訳を次のように記す(『天台座主記』)。

上方―衆徒、山徒、寺家執當、四至内
中方―堂衆、所司、維那

下僧―出納、庫主、政所、專當
いうまでもなくこれらは織田信長の焼き討ち後の再建時の分類であるが、中世の『騷亂嘶餘』においても「中方」「下法師(下僧)」といった言い方は見えており、その内容に大きな違いはいまだ生じていなかったものと考ええる。

(21) 『統群書類從』第二輯下所収。

(22) 正平七年二月十六日条に「今日下洛寺家公人計也、社家宮仕令出京者、酒肴各別二可所望歟之間、雖令斟酌、不見来之間、寺家方四人ニ壹結下行了」と見える。また同年五月二十一日条には、山門公人の内訳を「宮仕少々相交、大略寺家公人」と記す。このほか日吉社の宮仕が山門公人を勤めていたことを示す史料は数多いが、『後鳥羽院宸記』建保二年四月十五日条には「山門公人」「山門所司之下法師」「山門宮司法師」がすべて同じ人々を指す言葉として用いられている。

(23) 『玉葉』建久二年四月二日条に「自寺家遣宮仕法師數十人、

譴責佐々木太郎定綱住宅」とあるのが、社家公人（宮仕）が寺家の指揮下にあつたことを示す早い例としてあげられる。

(24) 稲葉氏は「公人が公人と呼ばれる所以はその行動内容が「公的」活動と認識され「公的」機関の命令による」と述べておられる。「前掲注（1）論文」。公人の本質はまさに「公的」機関の命令によって彼らとその都度「公人」となった点にあつたと考えられ、この点で氏の指揮は正鶴を射たものといえる。ただ公人をこのように臨時にして応急の職と認識するならば、少なくとも氏のような公人がいかなる経済的な基盤を有していたかといった設問の仕方があまり意味を持たないことはまた自明の理といわなければなるまい。それよりも公人の歴史的評価にとってより重要なのは、彼らの「公的」活動がよって立つ政治的・社会的な基盤をあきらかにすることにありと考へる。

(25) 正平七年二月二十九日条。

(26) 正平七年五月十二日条。

(27) 正平七年五月十七日条。

(28) たとえば（2）の事件で西塔から集會事書が届けられた時、顯詮は二日後の二月二十三日に使者をもって坂本（寺家）にこれを報告しているし、五月十日に賢聖房の京都の住坊を破却すべしという事書が到来した時も南岸房を通じ山門公人の出京予定を寺家に問い合わせている。また、前後の事情はよくわからないが、五月十二日「今比較一向衆破却事」という集會事書が祇園社に届けられた際にも、やはり

人を介して寺家に問い合わせ、その「不存知」という返事に従っている。ちなみに坂本の寺家へは「曼殊院大進注記」なる「今比較一向衆堂」の僧と推定される人物が出向いている。

(29) 前掲注（3）拙稿参照。

(30) 正平七年五月二十日条。

(31) 正平七年五月二十日条。

(32) 正平七年五月二十日条。

(33) 正平七年五月二十日条。

(34) 正平七年五月二十、二十一日条。

(35) 正平七年五月二十一日条。

(36) 正平七年五月二十日条。

(37) 正平七年五月二十一日条。

(38) 正平七年五月二十一日条。山門公人の要求に対して顯詮は「則書与了」とすぐに「触状」「公文代書祐計へ内々状」を

彼らに書き与えている。

(39) （6）の事件でも、「其子細載状、可被申公文所」という山門公人の要請に答えて顯詮は「其子細載状」を山門公人に書き与えている。注（17）参照。

(40) 前掲注（3）拙稿参照。

(41) 稲葉氏前掲注（1）論文。東大寺の公人を分析された稲葉氏は、次のように述べておられる。
別当なども寺院内において公的存在であるが、東大寺において明確に指摘できる様にその権限は惣寺に移行して行くこと、また、別当の下では⑤にみられる公人の活動があま

り見られないことから、その公的性格はしだいに消滅していったと考えられる。

延暦寺において大衆とともに公的存在であった座主もまた山門公人を使役せず、この点で東大寺の別当と延暦寺の座主はまったく同じである。ただ、稲葉氏がここで別当が公人を使役しない理由を、「公的」なる権限が別当から惣寺（大衆勢力）に移行した結果とされている点は賛同できない。なぜなら延暦寺においては座主がその権限を次第に大衆（東大寺でいえば「惣寺」）に移していったという形跡はなく、また座主がその公的性格を次第に消滅させていった気配もまったくない。これは座主と大衆がその「公的」なるものの基盤を異にしていたことからすれば当然のことであり、東大寺においても事情は多分基本的に同じであったと考えられる。

(42) 「室町幕府追加法」一〇五（『中世法制史料集』二、岩波書店）。

(43) この仰詞の歴史的評価については、桑山浩然氏「室町幕府経済機構の一考察」（『史学雑誌』七三一九、一九六四）、脇田晴子氏「室町幕府の商業政策」（『日本中世商業発達史の研究』、御茶の水書房、一九六九）参照。なお桑山氏はここに見える山門公人の活動に「山門の威を（たか）返る土倉の姿」をダブらせておられるが、山門公人といわゆる「山門気風の土倉」とを同一視する根拠はまったくない。両者は分けて評価しなければならぬものと考ええる。また脇田氏はこの仰詞の十六年後、至徳三年に発せられた「山門并諸社神人等」の私の譴責を禁じる法令をもって「幕府は山門のもっていた譴責の権

利を否定するとともに、山門公人をも吸収したものとと思われる」と述べておられるが、これも山門公人が延暦寺の下級寺官の臨時・応急の職であったとする本論の主旨からすれば到底承認し難い。

(44) 拙稿「山門使節制度の成立と展開―室町幕府の山門政策をめぐって―」（『史林』五八一―、一九七五）参照。